

## 令和8年度群馬県U・Iターン就職意向調査事業 仕様書

この仕様書は、群馬県が実施するU・Iターン就職促進に係る調査事業を委託するにあたり、必要な事項を定める。なお、本事業は「地域未来交付金」を活用して実施する予定である。

### 1 事業の名称

令和8年度群馬県U・Iターン就職意向調査事業（以下、本事業という。）

### 2 事業の目的

群馬県では、多くの県内企業において人手不足が深刻化しており、あわせて若者の県外流出が大きな課題となっている。本事業は、群馬県独特の実情や若者の意識・行動を把握することにより、県内就職およびU・Iターン就職の促進を図るとともに、調査結果を県内企業の人材確保支援に資する施策の検討に活用することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

### 4 事業内容

本事業は、以下の（1）及び（2）の調査で構成する。

#### （1）群馬県U・Iターン就職実態調査

##### ■ 目的

既存アンケートを踏まえ、群馬県に関わりのある若者が就職活動において直面している課題や意識を把握し、群馬県特有の認識や傾向を明らかにすることで県内企業の人材確保支援に活用することを目的とする。

##### ■ 対象者

群馬県出身の大学等既卒3年以内の社会人

- （例）
- ・大学等卒業後にUターン就職した者
  - ・Uターン就職しなかった者
  - ・県内進学かつ県内就職をした者 等

##### ■ 提出期限：令和8年9月30日（水）

##### ■ 調査内容・方法

既存アンケートの補完として、群馬県に関わりのある若者が就職活動において直面している課題や意識を把握するため、インタビュー形式を中心とした調査を実施します。群馬県ならではの就職観、企業選択の考え方、U・Iターンに対する意識などについて、深掘りできる内容とします。

##### ■ 業務内容

受託者は、次の業務を行います。

※各業務の詳細については県と協議の上決定すること

- ・ 既存アンケート結果の整理および分析
- ・ 補完すべき調査内容の検討と調整
- ・ バランスの取れた調査対象者の選定
- ・ 調査票（インタビュー項目）の作成
- ・ 対象者へのインタビューを中心とした調査の実施
- ・ 県内独自の就職およびU・Iターンに関する意識・行動実態の整理
- ・ 調査結果の分析

- ・ 報告資料の作成および提出

#### ■ 謝金

インタビュー調査に協力した回答者に対しては、謝金を支給することができるものとする。謝金については、時間単価4,200円以内の範囲で、調査内容や所要時間等を踏まえ、受託事業者が設定するものとする。

#### ■ 目標値

対象者20名以上

#### ■ 特に提案いただきたいこと

- a) 効果的な調査対象の選定
- b) 効果的な調査内容

## (2) 県内高校生の就職・Uターン意識調査

#### ■ 目的

前回調査(※)の結果を踏まえ、県内高校生の将来の就職に関する意識、Uターンに対する考え方を把握し、群馬県特有の傾向を明らかにし、今後の若年者向け就職支援および人材定着施策に活用することを目的とする。

※令和6年度 群馬県内高校生への就職・Uターン意識調査の結果について

<https://www.pref.gunma.jp/site/houdou/684411.html>

#### ■ 対象者：群馬県内の高校に在籍する生徒

#### ■ アンケート配布時期

学校の夏休み開始前に生徒が回答できるよう、7月上旬までにアンケートを配布することとする。

#### ■ 提出期限：令和8年9月30日(水)

#### ■ 調査内容

令和6年度に実施した同様の調査内容を基本とし、経年比較が可能な内容とします。ただし、必要に応じて設問内容を精査・更新します。

#### ■ 調査方法

- ・ Microsoft Formsを利用したアンケート調査とします。
- ・ 教育委員会および県私学・青少年課を通じて、県から各高校に調査依頼を行います。

#### 業務内容

受託者は、次の業務を行います。

※各業務の詳細については県と協議の上決定すること

- ・ アンケート調査項目の作成および内容の監修
- ・ Webアンケートの設計および実施支援
- ・ 回答データの整理および分析
- ・ 男女別、学校属性別等による就職及びU・Iターン意識および行動実態の整理
- ・ 調査結果の分析

#### ■ 特に提案いただきたいこと

高校生の実態や意識を的確に把握できる効果的な調査内容

## 5 成果物

- ・ 各調査の報告書（電子データ）
- ・ 集計データおよび分析資料

## 6 実績報告

委託期間内に最終の実績報告書を提出すること

## 7 検査の実施

適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、業務終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。県が求めた場合は証拠書類の写しを提出すること。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存するものとする。

## 8 留意事項等

- ・ 本事業の実施にあたり、原則として再委託および再々委託は認めない。ただし、やむを得ない事情があり、県が事前に認めた場合に限り、再委託等を可能とする。再委託等を予定する場合は、提案時に再委託先等を含む本事業に関わる全ての事業者及びそれぞれの役割を明示するとともに、契約締結時に県の承認を得ること。
- ・ 受託者は、実施体制及びスケジュールを示し、群馬県の上承を得ること
- ・ 業務の執行、労務管理及びその他本事業に関連した業務の遂行にあたり、関係法令を遵守し、諸手続を行うものとする
- ・ 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令を遵守すること
- ・ 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等は、県の上承なく公表又は使用しないこと。また、本業務で知り得た個人情報、事業者情報及び県等の情報をみだりに第三者に知らせ、又は本業務の実施以外の目的に使用してはならない。
- ・ 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲、及び再委託業者を県に書面で提示し、上承を得ること。また、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこととする
- ・ 仕様書に記載のない事項及び内容の詳細、並びに本事業の実施に際して疑義が生じた場合の対応については、都度県と協議して決定するものとする。
- ・ 本事業により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。また、本業務に関する著作権や著作権は、原則として県に帰属することとし、県は、事前の上承なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、本業務受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保するものとする。